



日本の地方に暮らすアフリカ人

African Newcomers in Rural Areas of Japan

坂梨 健太

SAKANASHI, Kenta

はじめに

2018年11月、「出入国管理および難民認定法および法務省設置法の一部を改正する法律案」（以下、改正入管法）が閣議決定され、12月に成立、公布された。その成立前後から、外国人労働者の受け入れに関する議論が活発になされている。ここで想定されている外国人労働者は移民ではなく、一時的な労働力としてみなされ、一定の期間（新たに創設された在留資格である特定技能1号は最長5年の滞在）が過ぎたら基本的に帰国することになっている。経団連や各種メディアが「外国人材」というように、労働を提供してくれる「材」が必要であって、その地で生活をする人間を求めているようには思われない。

改正入管法は、人手不足の現場の声に応える形で、外国人を受け入れる間口（滞在期間の長期化や職種の多様化）を広げていく。一方で、政府は、日本で暮らしてきた外国人に対する締め付けを強化しているようである。たとえば、後述するように難民申請の認可が厳しくなるなどの締め付けが、改正入管法が成立する前から進められている。

改正入管法が施行される2019年4月以降、現在の在日外国人がどのような影響を受けるのかを知るため、まずはかれらの生活や労働の現状を把握することが必要であろう。本稿では、在日外国人のなかでも、「マイノリティのなかのマイノリティ」[松本2014:1]と言われる在日アフリカ人（サブサハラ以南のアフリカ出身者）を対象とする。

本稿の特徴は、2010年前後に入国し、かつ、地方に暮らしている人びとを対象としていることである。来日して年月がたっていないため、かれらは日本に定住するか、しないかという選択を

迫られる状況にあるが、改正入管法の対象者としては想定されていない。本稿では、あえて制度の対象からはずれる人びとに着目することで日本社会の外国人に対する偏見や差別をあぶり出す。

また、アフリカ人が日本の地方に暮らすということは、都市近郊などに存在するエスニック・コミュニティに頼らずに、生活しなければならないということの意味する。そもそも、在日アフリカ人に関する研究は都市近郊に暮らす人びとを対象とすることが多く[川田 2007; 和崎 2008]、地方に暮らすアフリカ人を対象にすることには学術的な意義がある。今日の日本では都市だけでなく、地方でも人手不足が深刻であり、アジア出身者を中心とした技能実習生が地方産業に組み込まれている。そのような状況のなかで、アフリカ人がどのように地方に住むことを選択し、生活をしているのか、かれらの声を聞くことで地方の外国人労働者の現状をより深く把握できるだろう。

1. 在日アフリカ人の動向

日本で暮らすアフリカ人の人口は、2018年6月末の在留資格統計をみると1万6304人である。その内訳は、ナイジェリア2964人、ガーナ2305人、エジプト1843人、南アフリカ共和国918人、ケニア788人、セネガル688人、カメルーン659人、ウガンダ629人と続く。

日本での集住地域をみると、やはり首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川で8863人）、愛知(1022人)、大阪(927人)といった大都市圏に6割を超えるアフリカ人が暮らしていることになる。賃金の高さ、仕事の見つけやすさ、同郷コミュニティの存在などが理由として挙げられるだろう。ただ、特筆すべきは、多かれ少なかれ全国各地にアフリカ出身の人びとが住んでいるということである。

在日アフリカ人のなかで最も人口の多い、在日ナイジェリア人の研究を行ってきた松本[2014; 2017]は、近年、アフリカ人の新規入国者が少なくなっていることを指摘している。むしろ、日本に長年暮らしている人びとの出国と再入国の増加が見られるという。定住者や永住者という安定した在留資格を取得している者のなかで貿易業などのビジネスを展開し、トランスナショナルな移動をしている人びとがいるのである。

ただし、新規入国者も引き続き一定数は存在している。2017年の出入国管理統計によると、新規で入国したアフリカ人は約2万8000人にのぼる。そのうち、週28時間以内のアルバイトが認められている留学生と就労許可を得た特定活動¹のビザを有する者は約1000人になる。新規入国したアフリカ人を外国人労働者として研究の対象とする余地は十分にある。

アフリカ出身者のなかでもガーナ人やナイジェリア人は来日が古く、1980年代には日本に入国しているという記録がある。かれらは中東で出稼ぎしている時に日本の評判を聞き、何のツテもなく来日して、何とか仕事を得て、定住していった経緯がある[若林 1997]。しかしながら、現在、

¹ 特定活動とは、「法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動」と定義される在留資格のことである（法務省入国管理局編 2018）。就労の可否は指定された活動によって決まる。報酬が得られる活動として、外交官等の家事使用人、アマチュアスポーツ選手などが挙げられる。難民申請者も特定活動の在留資格を与えられ滞在が許可され、申請の結果が出るまで、就労が認められる場合もある。



長期にわたって日本で生活をしている者は、これまでの自身の経験から、母国から積極的に家族や友人を呼び寄せたくはないという。

筆者が、関東に在住しているナイジェリア人やガーナ人から話を聞くと、日本語を使わなければならない環境、新卒採用を前提とする採用状況など、外国人にとっての日本社会での生活面、労働面における難しさが語られた。かれらの中には、日本の生活が20年以上と長く、日本語に長けている者もいる。1980年代の日本は、バブル景気で経済成長が続き、人手不足の状況であったため、多少の不法滞在者も受け入れてくれる社長たちがいたという²。東京のコミュニティ・ユニオンで長年外国人の労働問題に取り組んできた日本人の代表の方も、当時は、不法滞在や外国人の喧嘩などのちょっとしたもめ事について、警察も大目にみてる雰囲気があったという³。

それでは、なぜ、2010年前後の、とりわけリーマンショックで日本経済が低迷し、また親族や友人の呼び寄せもないなかで、アフリカから日本にやってくるのか。また、かれらはなぜ大都市ではなく地方を居住地として選んだのか。以下では2016年以降に筆者が行った在日アフリカ人への聞き取り調査の中から4名の事例を紹介しながら、これらの問いについて考えたい。

2. 地方に暮らすアフリカ人の事例

(1) リンゴ農家で働く留学生 A 氏

ガーナ北部出身の A 氏は文部科学省の国費留学によって青森の大学院に進学した。「留学」という在留資格で、かつ、国費をもらっていた時期は収入に問題はなかったが、大学院修了後に日本国外の博士後期課程に進学する準備のために現金が必要となった。そのため、これまで働いてきたホテルでの皿洗いのバイトに加えて、リンゴ農家での選果やパック詰めの仕事をはじめた。

彼が青森を選んだのは、修士課程進学のためであり、とくに生活に不満を持っていなかった。友人に誘われて、夏休みに解体業のバイトをするために関東に行ったことがあるようだが、「青森は大都市に比べてアフリカ人の数が少ないからいい。なぜならば、犯罪が多い都市ではアフリカ人は疑われやすいからだ」と語る。物価が安いことも地方に暮らすメリットとして挙げていた。

(2) 不法入国して地方で働いてきた M 氏

ナイジェリア出身の M 氏は母国で空手を習っており、国際大会にも参加する腕前をもっていた。2008年に東京で開催された国際空手大会に参加し、そのまま帰国せずに東京に居残った。

トルコ人が運営する派遣会社を通じて、岐阜のコンクリート製造会社で働いた。その時にはすでに不法滞在となっていた。岐阜、滋賀、愛知の工場へ派遣され、愛知の工場で指を負傷する事故に巻き込まれた。その当時、M 氏は不法滞在だったこともあって、労災申請ができずに、仕事をやめて大阪へ向かった。そこで英語教師の職につき、日本人と結婚する。配偶者ビザを得たことで自由に移動ができ、職種を選べるようになった。

² 2017年6月3日、東京における在日ガーナ人に対する筆者によるインタビュー。

³ 2017年12月5日、東京におけるコミュニティ・ユニオン代表に対する筆者によるインタビュー。



M氏は、弁当屋、車の解体業、フォークリフトの運転、自動車部品会社など、職を転々とした。筆者が出会ったとき、M氏は広島に住んでいた。職場で知り合ったトーゴ人に、広島を勧められたからだという。M氏は、広島は名古屋や大阪に比べると静かで、人間も優しいので気に入っていると語ってくれた。

(3) 難民申請中にフィリピン人と結婚したD氏

D氏はナイジェリア出身でもM氏とは異なり、東部出身のイボ人である。彼はビアフラ独立の活動家であった。自身が語るには、ビアフラ主権国家実現運動（Movement for the Actualization of the Sovereign State of Biafra: MASSOB）に所属していたという。メンバーの逮捕や拘束を受けて、国外へ逃げることを決意した。日本は平和という漠然としたイメージがあり、たまたま日本のビザを取得することができ、入国した。

入国後、難民申請を提出し、結果がでるまで関東の団体から支援を受けてきた。難民申請期間中に特定活動（就労許可）の在留資格を得たことで、派遣会社に登録し、静岡県の水産加工場を紹介される。しかし、しばらくして就業中に怪我をし、仕事を辞めざるを得なくなった。その間に、フィリピン人と知り合い、結婚をする。結婚したフィリピン人は、以前、日本人と結婚していたため、日本国内で定住可能な在留資格を有していた。D氏はその配偶者として、難民申請期間中よりも安定した在留資格を得ることができた。現在は、フィリピン人妻とともに静岡の別の町でリサイクル業を営んでいる。

(4) 難民申請中に就労不可となったH氏

カメルーン北部出身のH氏は、出身地域の社会関係のトラブルが原因で出国した。現地のブローカーから、日本、ドイツ、韓国のビザの選択をもちかけられ、航空券込みで日本円にして約80万円を支払って、日本行きを決めた。H氏も日本は平和であるという漠然としたイメージしか持っていなかったという。

2013年に来日。H氏は難民申請をし、しばらく難民団体の支援を受けて生活をしていた。支援を受けている間に就労許可を得て、派遣会社を通じて名古屋の電子産業の工場で働きはじめた。その後、静岡の水産加工業の会社で雇用された。H氏は、静岡は物価が安く、気候が温暖で暮らしやすいと語る。また、同じ職場ではないものの、アフリカ出身者が近所にいることも静岡に住むメリットだという。

H氏が他の事例と異なるのは、難民申請の異議申し立ての期間、労働ができない状況に陥ったことである。以前ならば、難民申請をした後、結果が出るまでのあいだ、M氏同様に特定活動（就労許可）の在留資格を得ることができた。しかし、近年、就労目当ての難民申請が増えていること、さらに、政府による制度改訂の検討期間ということもあつてか、特定活動の在留資格によって日本滞在は認められるものの、就労許可がおりない例がではじめている。



3. 地方で暮らす意味

A 氏のように留学といった自発的な選択による地方居住もあるが、多くの場合には、日々の生活をおくるなかで、偶発的に居住場所として地方が選択されているようである。とりわけ、本事例で紹介した M 氏、D 氏、H 氏のように、就労先が派遣会社頼みである場合、当然、居住先を選択できない。このことは日本で暮らしている同郷や同国などの人びとを頼って、仕事（たとえば、エスニック・レストランなどのウェイター）を斡旋してもらうのとは異なる。

地方を選んだ理由は、個々の事情によって異なるが、アフリカ人の漠然とした日本のイメージ、難民申請、悪質な派遣労働などが関わっているのである。たまたま居住先が地方であった場合でも、本人たちは、地方に住むことのメリットを見出し、いこうとする。地方は物価が安い、遊ぶところが少ないのでお金を使う必要がない、静かで暮らしやすいなど、都市生活との違いが語られる。

不法就労者や難民申請者にとっては、犯罪に巻き込まれたくないという気持ちが強いからか、地方の安全性が強調される。おとなしくしていれば犯罪に巻き込まれないし、疑いの目をむけられることもないという語りをしばしば聞いた。肌の黒いアフリカの人びとが、田んぼの真ん中を自転車で走るシーンは相当目立つ。かれらは、自身が目立つがゆえに「品行方正」であれば、周囲の日本人の信頼を勝ち得ると期待しているのだろう。

ただ、都市と地方どちらに居住しても、日本社会における差別のまなざしに敏感にならざるを得ないのは間違いない。近藤 [2018] は、法務省の調査による、外国人が被る入居差別や就職差別の数値を示しつつ、日本の最大の問題として、包括的な差別禁止法が存在しない点を挙げている。日本のなかではとくに目立ってしまう、肌の黒いアフリカ出身者が、「身構える」必要のない社会が求められる。

また、難民申請者にとっては、日本のどこに居住していたとしても、近年の就労不許可の流れが生存を脅かす問題となっている。難民支援をおこなっているある団体は、難民申請者の労働不許可数が上昇していることを把握している。難民申請が不許可となり在留期間が過ぎてしまうこともあり、その場合、不法滞在や不法就労を表向きすすめることはできないが、やむを得ないことだと認めている⁴。

4. 在留資格の問題

外国人にとって安定した在留資格は他国で暮らすうえで欠かせない。在日アフリカ人の場合、ほとんどが男性であり、日本人女性と結婚する事例が多く報告されている。Agyeman [2015] による東京在住のアフリカ人を対象とする調査によると、66%が日本人女性と結婚している。結婚によって、日本人の配偶者、定住者、永住者という在留資格が得られる。そのような資格が得られ

⁴ 2016年6月、名古屋の外国人支援団体に対する筆者による電話でのインタビュー。



ると、レストランや服飾など自らビジネスを展開することも容易となる。

事例の一つとして紹介した M 氏は日本人と結婚して、職を転々としながら、現在は貿易業を営んでおり、在日アフリカ人の典型的なライフコースをたどっているといえよう。A 氏や H 氏も日本人女性と親しくなりたいと考えており、インターネットを利用して出会いを求めようとしているがなかなか難しいと語る。

近年の動向は、永住者の配偶者という在留資格の増加である。アフリカ人同士の結婚もあるが、D 氏のように、かつて日本人と結婚していたフィリピン人との結婚など、アフリカ人以外の外国出身者との結婚の増加がみられる。A 氏のリンゴのバック詰めの仕事場にはフィリピン人が多く、H 氏のアパートにはブラジル人やパキスタン人が暮らしている。同郷のエスニック・グループが行う様々な活動には参加していない、または、できない在日アフリカ人は、なおさら他国出身者とのつながりが重要になってくるのである。

一方で、現在の在留資格は人びとを分断する力も有している。難民申請者で就労許可がおりない在留資格と、就労可能な在留資格の差は大きい。また、就労可能な場合でも、数ヶ月に一回更新を求められる特定活動という在留資格と、数年に一度更新をする定住者や永住者の違いもある。前述のコミュニティ・ユニオン代表の話では、就労が継続可能かどうかという在留資格の差が、同じ国の人びとの関係をぎくしゃくさせているという⁵。

さらに改正入管法によって新たな在留資格が登場することになる。この新たな在留資格は、あくまでも技能実習生からの移行を想定しており、難民申請者や留学生は視野に入っていない。改正入管法に関わる議論では、外国人労働者を必要としている地方の存在も、あえて地方を選び、必死で生き延びようとしている人びとも考慮されていないのである。

■ おわりに

難民申請で労働不許可になった H 氏は、2017 年に英語圏の北部カメルーンへの帰国を余儀なくされた。この地域は、現在、30 年以上続くフランス語話者を中心としたポール・ビア政権に抑圧されている。H 氏は、労働不許可になったあとも、しばらく日本での生活を送っていた。同じアパートに居住する日本人が H 氏の事情を察して、仕事を斡旋してくれたこともあったという。たとえば、日本人農家のためのビニルハウスの組立てである。

現実には、在留資格やエスニック・グループにこだわらない個々のつながりが地方経済を支えている。日本の血統主義に基づいて来日できる日系人や、制度に基づいて入国する技能実習生だけではなく、在日アフリカ人もまた地域経済の担い手であることを私たちは認識する必要があるのだ。

⁵ 2017 年 12 月 5 日、東京におけるコミュニティ・ユニオン代表に対する筆者によるインタビュー。



[付記] 本稿は科学研究費補助金「人口減少社会における外国人労働力の再編に関する研究」(課題番号 16H037037、研究代表者：伊藤泰郎)の分担者として筆者が行った調査、研究の一部である。

参考文献

〈日本語文献・資料〉

- 川田薫 2007.「在日ナイジェリア人のコミュニティ形成—相互扶助を介した企業家の資本形成」『年報社会学論集』(20): 179-190.
- 近藤敦 2018.「持続可能な多文化共生社会に向けた移民統合政策」『世界』(915): 77-85.
- 法務省入国管理局編 2018.「平成 30 年版 出入国管理 資料編」<http://www.moj.go.jp/content/001276979.pdf>, 2019 年 2 月 1 日閲覧。
- 松本尚之 2014.「在日アフリカ人の定住化とトランスナショナルな移動—ナイジェリア出身者の経済活動を通して—」『アフリカ研究』(85): 1-12.
- 2017.「在日アフリカ人と東アジア交易」栗田和明編『移動と移民—複数社会を結ぶ人びとの動態』昭和堂, 203-222.
- 若林チヒロ 1997.「滞日アフリカ黒人の『プライド』形成のためのネットワーク」駒井洋編『日本のエスニック社会』明石書店, 202-228.
- 和崎春日 2008.「滞日アフリカ人のアソシエーション設立行動と集会活動—滞日カメルーン人の協力ネットワークと階層性」『名古屋大学文学部研究論集 史学』(54): 1-19.

〈外国語文献〉

- Agyeman, E. A. 2015. “African Migrants in Japan: Social Capital and Economic Integration.” *Asian and Pacific Migration Journal* 24(4): 463-486.

(さかなし・けんた／龍谷大学)

